

みどり荘短期入所事業所

指定短期入所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みどり福祉会が設置するみどり荘短期入所事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう務めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 みどり荘短期入所事業所

(2) 所在地 兵庫県相生市若狭野町雨内 800-141

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。また、職員は当該本体施設（みどり荘）と兼務するものとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) その他、下記のとおり職員を配置する。

○介護職員 1名以上（常勤職員）

利用者の介護、相談及び援助業務に従事する。

○理学療法士 1名以上（常勤職員）

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

○医師 1名以上（嘱託）

利用者の診察、療養の指導及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

○看護師 1名以上（常勤職員）

利用者の救急安全、健康管理に関する指導、相談及び支援業務、並びに嘱託医師との連携調整に従事する。

○栄養士 1名以上（常勤職員）

給食管理及び栄養指導に従事する。

○調理員 1名以上（常勤職員）

給食業務に従事する。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

（利用定員）

第5条 指定短期入所の利用定員は次のとおりと

- (1) 宿泊利用 4名
- (2) 前号のほか、みどり荘空床の範囲

（主たる対象者）

第6条 事業所において、指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 障害児
- (3) 精神障害者

（サービスに係る通常事業の実施地域）

第7条 サービスに係る通常事業の実施地域は、次の通りとする。

相生市、赤穂市、上郡町の全域

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- （ア）喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- （イ）指定した場所以外での火気を用いること。
- （ウ）施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（指定短期入所の内容）

第9条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴又は清拭
- (2) 食事の提供
- (3) 身体等の介護
- (4) 健康管理
- (5) 利用者又は家族に対する相談及び援助

(6) その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資すために必要な保護又は支援

(支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額)

第10条 指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所にかかる利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から関係法令等の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(朝 食) 1食につき260円(うち食材料費相当額150円)

(昼 食) 1食につき680円(うち食材料費相当額350円)

(夕 食) 1食につき630円(うち食材料費相当額334円)

(2) 居室に係る光熱水費 1日につき189円

(3) 日用品費 実費

(4) その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 送迎サービスの利用にかかる利用者負担は、燃料費にかかる実費相当額のみ徴収する。ただし、通常の事業実施地域内で送迎サービスを利用する、利用者については、燃料費にかかる実施相当額を徴収しない。

5 第3項及び第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

7 食事キャンセルについて

利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合はその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、直ちに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定短期入所に関し、関係法令等の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 関係法令等に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(イ) 成年後見制度の利用支援

(ウ) 苦情解決体制の整備

(エ) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(オ) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

(ア) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

(イ) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(ウ) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(エ) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(オ) 食事を与えないこと。

(カ) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(キ) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(ク) 性的な嫌がらせをすること。

(ケ) 当該利用者を見捨てること。

(コ) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業者は障がい者支援施設の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件

と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(暴力団等の排除)

第15条 施設は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(研修・資質向上)

第16条 施設は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(防災・避難計画)

第17条 利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとする。

(1) 消防計画の作成と届出

- ア 防火管理者たる施設責任者が、「消防計画」を作成して所轄消防署に届出る。
- イ 施設の火災通報装置は、感知器等の作動によって、自動的に火災場所を特定することが出来る。また、施設全館にスプリンクラー装置が設置されている。
- ウ 緊急事態に備え、非常食を50人3日分備蓄しておくものとする。

(2) 防災訓練

- ア 訓練は、通報訓練・消防訓練・避難訓練とし、少なくとも年2回、利用者・職員の避難訓練及び消火訓練等を行うものとする。
- イ 避難訓練は、自力避難の困難な者の救出を重点に実施する。
- ウ 避難訓練の際には、所轄消防署に連絡をとる。
- エ 訓練への参加、日頃からの協力依頼により近隣協力者との十分なコミュニケーションを図る。
- オ 避難場所として、近隣の病院・公民館等の各種施設との連絡体制を十分に整える。

(3) 防火義務設置設備の整備

防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行う。

(4) 利用者の心身状況に異変その他、緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行う。

(情報保護)

第18条 施設は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由が

ある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文章（個人情報の使用に関する同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人みどり福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

2 この規程は、令和4年3月1日から改正施行する。